

平成 28 年度
福島県自治会連合会
定期総会

日 時 平成 28 年 7 月 13 日 (水) 午後 3 時 30 分

会 場 郡山ビューホテル 5 階 プリエール

< 次 第 >

1 開 会

2 会長あいさつ

3 表 彰

4 来 賓 祝 辞 郡山市長 品川 萬里 様

5 来 賓 紹 介

6 議 長 選 出

7 議 事

議案第1号 平成27年度事業報告について

議案第2号 平成27年度収支決算について

会計監査報告

議案第3号 平成28年度事業計画（案）について

議案第4号 平成28年度収支予算（案）について

議案第5号 役員の改選について

議案第6号 会則の改正について

8 そ の 他

9 閉 会

平成28年度福島県自治会連合会表彰受賞者

【敬称略】

郡山市自治会連合会

久留米町会連合会	國分 晴朗
守山区町会	猪俣 昭彦
長者町会	坂本 大
上町第二町内会	古川 勇一

会津若松市区長会

末広町町内会	遠藤 秀歳
栄町下四丁目二之区町内会	宗像 津良
諏訪四ツ谷町内会	大森 保司

白河市町内会連合会

中田町内会	角田 秀夫
三輪台町内会	佐原 勉

須賀川市囑託員親交会

自由ヶ丘町内会	矢内 雅信
馬町町内会	小林 一夫

平成27年度事業報告について
 平成27年度事業報告について、次のとおり報告する。
 平成28年7月13日提出

事業報告書

年月日	事業内容	参加者	場所
H27.4.20	全国自治会連合会第1回常任理事会へ出席 ・平成27年度事業計画等について	会長（随行1名）	東京都 （渋谷区地域交流センター）
H27.4.21	全国自治会連合会における総務大臣訪問への出席 ・叙勲枠の拡大について ・運営費の補助について	会長（随行1名）	総務省
H27.6.26	全国自治会連合会第2回常任理事会及び第1回理事会への出席 ・平成26年度事業報告及び決算報告 ・平成27年度事業計画及び予算 ・役員改選 鈴木会長が全国自治会連合会会長に就任した。	会長（随行1名）	東京都 （渋谷区地域交流センター）
H27.6.27	全国自治会連合会事務局引継 ・大分県自治会連合会から福島県自治会連合会へ事務局が移動した。	事務局員2名	東京都 （渋谷区地域交流センター）
H27.7.15	理事会の開催 表彰式の開催 定期総会の開催 （1）平成26年度事業報告 （2）平成26年度収支決算 （3）平成27年度事業計画（案） （4）平成27年度収支予算（案） 表彰等選考会の開催	役員、事務局 被表彰者9名 役員、事務局 各市連合会長	郡山市 （郡山ビューホテル）
H27.8.24	全国自治会連合会総務大臣表彰・叙勲候補者選考委員会への出席 ※会議終了後、石川県知事及び金沢市長を表敬訪問した。	会長（随行1名）	石川県金沢市 （金沢ホテル）

年月日	事業内容	参加者	場所
H27.8.25	全国自治会連合会第3回常任理事会及び第2回理事会への出席 ・全国大会の役割分担等について	会長（随行1名）	石川県金沢市 （金沢ホテル）
H27.10.27	全国自治会連合会石川県金沢大会への出席 ※全国自治会連合会会長表彰 受賞者 ・郡山市 1名 ・会津若松市 1名 ・白河市 1名 ・須賀川市 1名 ※全国自治会連合会創立30周年 記念特別功労者感謝状被贈呈者 ・郡山市 1名 ・会津若松市 1名 ・白河市 1名	会長 顧問 郡山市 3名 会津若松市 4名 白河市 6名 須賀川市 5名 事務局 3名	石川県金沢市 （石川県立音楽堂）
H28.2.15	全国自治会連合会第4回常任理事会への出席	会長（随行1名）	東京都 （渋谷区地域交流センター）

平成27年度事業計画と事業実績

事業計画	事業実績
会員相互の連携及び情報交換	理事会及び定期総会の開催
組織拡充のための広報活動	本会推薦による総務大臣表彰の受賞及び叙勲の受章
全国自治会連合会活動への参加	全国自治会連合会各種会議への参加
加入促進事業	各加入組織による加入促進活動

平成27年度収支決算報告について

平成27年度収支決算については、次のとおり報告する。

平成28年7月13日提出

福島県自治会連合会
会長 鈴木 光二

収 支 決 算 書

◇収入の部

(単位：円)

費目	予算額	決算額	比較増減	説明
1 会費	265,400	265,400	0	均等割25,000円+世帯割 (@0.7円×世帯数)
2 負担金	320,000	302,380	△ 17,620	全国自治会連合会会議参加費用負担金
3 繰越金	46,618	46,618	0	前年度繰越金
4 雑収入	82	26	△ 56	預金利子
計	632,100	614,424	△ 17,676	

◇支出の部

(単位：円)

費目	予算額	決算額	比較増減	説明
1 負担金	120,000	120,000	0	全国自治会連合会費 70,000 全国大会分担金 50,000
2 会議費	5,000	0	△ 5,000	理事会及び総会等経費 (会場代、飲み物代及び資料作成費用等)
3 事業費	474,100	456,480	△ 17,620	全国自治会連合会会議出席旅費
4 慶弔費	10,000	10,000	0	
5 報償費	19,000	14,839	△ 4,161	表彰経費 (賞状用紙及び額縁代等)
6 事務費	4,000	4,306	306	事務用通信費、振込手数料
計	632,100	605,625	△ 26,475	

※ △は予算に対する減を示す。

収入決算額	614,424円
支出決算額	605,625円
差引残高	8,799円 (次年度へ繰越)

平成 27 年度収支決算監査報告書

1 監査対象

平成 27 年度福島県自治会連合会収支決算報告書及び関係会計書類

2 監査日

平成 28 年 5 月 20 日


3 監査所見

平成 27 年度福島県自治会連合会収支決算報告書及び関係会計書類に対して
会計監査を実施した結果、いずれも適正であると認めた。

平成 28 年 5 月 20 日

福島県自治会連合会

監事

斎藤良雄 

平成 27 年度収支決算監査報告書

1 監査対象

平成 27 年度福島県自治会連合会収支決算報告書及び関係会計書類

2 監査日

平成 28 年 5 月 25 日


3 監査所見

平成 27 年度福島県自治会連合会収支決算報告書及び関係会計書類に対して
会計監査を実施した結果、いずれも適正であると認めた。

平成 28 年 5 月 25 日

福島県自治会連合会

監事

有賀 保 

平成 27 年度収支決算監査報告書

1 監査対象

平成 27 年度福島県自治会連合会収支決算報告書及び関係会計書類

2 監査日

平成 28 年 5 月 26 日

3 監査所見

平成 27 年度福島県自治会連合会収支決算報告書及び関係会計書類に対して
会計監査を実施した結果、いずれも適正であると認めた。

平成 28 年 5 月 26 日

福島県自治会連合会

監事

原 泉 

平成28年度事業計画（案）について

平成28年度事業計画（案）については、次のとおりとする。

平成28年7月13日提出

福島県自治会連合会
会長 鈴木 光二

事業計画（案）

本会は、福島県内の自治組織相互の連絡調整を図り、自治組織の健全な発展に努め、住民福祉の向上と豊かな地域社会づくり、併せて福島県の発展に寄与することを目的としている。

上記の目的を達成するため、関係機関、団体との連携を強化し、次の事業を推進する。

1 会員相互の連携及び情報交換

理事会及び定期総会を開催し、必要事項の審議を行うとともに会員同士の意見情報交換の機会を設け、理解と親睦を深める。

2 組織拡充のための広報活動

総務大臣表彰及び叙勲候補者の選考や国等関係機関に提出する提言及び要望を取りまとめるため、構成自治組織相互の連絡調整を図る。

3 全国自治会連合会活動への参加

全国の自治組織との連携強化を図りながら住みよいまちづくりを推進するため、全国自治会連合会の会議や全国大会に参加する。

4 加入促進事業

県内全ての市町村の自治組織加入を目指した加入促進事業を展開する。

平成28年度収支予算（案）について

平成28年度収支予算（案）については、次のとおりとする。

平成28年7月13日提出

福島県自治会連合会
会長 鈴木 光二

収 支 予 算 (案)

◇収入の部

(単位：円)

費 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説 明
1 会 費	267,600	265,400	2,200	均等割25,000円＋世帯割 (0.7円×世帯数) ※内訳は別紙資料
2 負担金	320,000	320,000	0	全国自治会連合会会議参加費用負担金 (郡山市自治会連合会からの負担金)
3 繰越金	8,799	46,618	△ 37,819	前年度繰越金
4 雑収入	101	82	19	預金利子
計	596,500	632,100	△ 35,600	

◇支出の部

(単位：円)

費 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説 明
1 負担金	120,000	120,000	0	全国自治会連合会費 70,000 全国大会分担金 50,000
2 会議費	5,000	5,000	0	理事会、総会等経費
3 事業費	421,500	474,100	△ 52,600	全国自治会連合会会議出席旅費 321,500 ※会長及び随行旅費 ・全自連会議 (東京) 4回 ・全自連理事会・全国大会 (仙台) 2回 加入促進活動旅費 100,000 (県内各市町村)
4 慶弔費	20,000	10,000	10,000	
5 報償費	20,000	19,000	1,000	表彰経費 (賞状用紙及び額縁代等)
6 事務費	10,000	4,000	6,000	事務用通信費、振込手数料
計	596,500	632,100	△ 35,600	

※ △は前年度予算に対する減を示す。
※ 費目間の流用を認める。

平成28年度会費収入予算内訳

会費 267,600円

単位：円

市町村名	世帯数	世帯割額 (世帯数×0.7円)	均等割額	平成28年度 会費 (世帯割+均等割)	平成27年度 会費	増減
郡山市	138,950	97,200	25,000	122,200	120,100	2,100
会津若松市	50,963	35,600	25,000	60,600	60,400	200
白河市	23,375	16,300	25,000	41,300	41,300	0
須賀川市	26,459	18,500	25,000	43,500	43,600	-100
計	239,747	167,600	100,000	267,600	265,400	2,200

*世帯数は、平成28年4月1日現在。

*世帯割額は100円未満切り捨てとする。

役員改選について

役員任期満了に伴い、本会会則第5条に基づき、会長、副会長、理事、監事を選出する。

平成28年7月13日提出

福島県自治会連合会
会長 鈴木光二

	役職名	市団体名	氏名
1	会長		
2	副会長		
3	副会長		
4	副会長		
5	理事		
6	理事		
7	理事		
8	理事		
9	理事		
10	理事		
11	理事		
12	理事		
13	理事		
14	理事		
15	理事		
16	監事		
17	監事		
18	監事		

会則の改正について

1 目的

総会承認前の予算執行や緊急を要する事業遂行等に対応するため、本会会則に会長の専決規定を設ける。

2 内容

会則第10条として次の規定を設け、現会則の10条以下の条文の番号を1つずつ繰り下げる。

第10条 理事会又は総会で決定する事項について、緊急を要するものは会長はこれを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分した事項については、次の理事会及び総会において報告し、その承認を求めなければならない。

資 料

- 1 福島県自治会連合会会則
- 2 弔慰規程
- 3 福島県自治会連合会表彰規程
- 4 平成 27 年度福島県自治会連合会役員名簿

福島県自治会連合会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、福島県自治会連合会と称し、事務所を会長所在の市町村に置く。

(組織)

第2条 本会は、福島県内市町村の自治会、町内会、区長会等の連合組織（以下「自治組織」という。）で、本会の目的に賛同するものをもって組織する。

2 前項に規定する自治組織が結成されていない市町村にあっては、同項の規定にかかわらず、本会の目的に賛同するものを会員とすることができる。

(目的)

第3条 本会は、福島県内の自治組織相互の連絡調整を図り、自治組織の健全な発展に努め住民の福祉の向上と豊かな地域社会づくり、併せて福島県の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡調整に関する事項。
- (2) 会員相互の研修に関する事項。
- (3) 住民の福祉向上に関する事項。
- (4) その他会の目的達成に必要な事項。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 3名

2 会長、副会長、並びに理事及び監事は、総会において選出する。

3 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。なお、補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 理事は、会務の運営全般について審議する。

4 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(顧問)

第7条 本会に、顧問を置くことができる。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、会長が招集し、理事会の議長は会長があたり、総会の議長は会員の中から選出する。

3 総会は、第2条に規定する自治組織の会長及び代表者をもって構成し、毎年1回開催する。

4 会長が必要と認めるとき又は会員の2分の1以上の要請があった場合は、臨時総会を招集することができる。

5 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

6 会議は、構成員の過半数以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数以上で決する。

ただし、可否同数のときは議長が決する。

第9条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 会則の制定改廃に関すること。

(4) 役員を選任及び解任に関すること。

(5) その他本会の運営にかかる重要事項に関すること。

2 理事会は次の事項を審議する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項に関すること。

(3) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(会計)

第10条 本会の会計は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 会費の基準は、別に定める。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成12年7月7日から施行する。

この会則は、平成21年7月27日から施行する。

この会則は、平成22年7月26日から施行する。

この会則は、平成24年7月19日から施行する。

この会則は、平成26年7月22日から施行する。

福島県自治会連合会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福島県自治会連合会（以下「本会」という。）の会員の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰の対象者は、住民自治組織の発展向上及び本会事業達成のため貢献し、特にその功績の著しい者で、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本会役員として5年以上在職した者
- (2) 町内会長として10年以上在職した者
- (3) その他会長が特に功績が顕著と認めた者

(選考方法)

第3条 前条による被表彰者等は、本会加入住民自治組織が推薦した者について、理事会協議のうえ会長が決定する。

(表彰の時期等)

第4条 表彰は、本会総会において行うものとし、表彰状及び記念品を授与するものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年7月25日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

弔 慰 規 程

第1条 福島県自治会連合会の役員が死亡したときは、次に定めるところにより、弔慰金又は供物を贈り弔慰の意を表する。

役員が死亡したとき 10,000円

第2条 この規程に定めるものの外に生じた事項については、その都度役員会で協議の上、決定するものとする。

附 則

この規程は、平成17年7月25日から施行する。

平成27年度福島県自治会連合会 役員名簿

平成27年7月15日

役職名	氏 名	所属・役職	備考
顧問	大橋 寛一	会津若松市区長会 顧問	
会長	鈴木 光二	郡山市自治会連合会 会長	
副会長	羽染 健一	会津若松市区長会 会長	
副会長	伊藤 満	白河市町内会連合会 会長	
副会長	大澤 文雄	須賀川市嘱託員親交会 会長	
理事	渡部 洋子	会津若松市区長会 副会長	
理事	小林 正一	会津若松市区長会 副会長	
理事	井関 弘雄	会津若松市区長会 副会長	
理事	矢内 文一	白河市町内会連合会 副会長	
理事	牧田 幹雄	白河市町内会連合会 副会長	
理事	宗像 金三	郡山市自治会連合会 副会長	
理事	松崎 昭	郡山市自治会連合会 副会長	
理事	村上 壽美夫	郡山市自治会連合会 理事	
理事	酒井 博之	郡山市自治会連合会 理事	
理事	佐藤 博道	須賀川市嘱託員親交会 副会長	
理事	佐藤 稔	須賀川市嘱託員親交会 副会長	
監事	有賀 保二	須賀川市嘱託員親交会 庶務	
監事	斎藤 良雄	会津若松市区長会 副会長	
監事	栗原 實	白河市町内会連合会 副会長	

